

○経済産業省告示第八十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四

条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア（原	1	[略]	[略]

条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目	関税率表 の番号等	貨 物 名
[略]	[略]	[略]	[略]
ロシア（原	1	[略]	[略]

油及び石油	2	[略]	[略]
製品について	3	[略]	[略]
てはロシア を原産地と する場合に 限る。)	4	7102・10 7102・31 7102・39	<u>ダイヤモンド</u> <u>(三の7の</u> <u>10)に掲げ</u> <u>るものを除</u> <u>く。)</u>
	5	[略]	[略]

第2 [略]

油及び石油	2	[略]	[略]
製品について	3	[略]	[略]
てはロシア を原産地と する場合に 限り、 <u>ダイヤ</u> <u>モンドに</u>	4	7102・10 7102・31 7102・39	<u>ダイヤモンド</u>
ついてはロ <u>シアを船積</u> <u>地域とする</u> <u>場合に限</u> <u>る。)</u>	5	[略]	[略]

第2 [略]

二の二 「略」

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)

二の二 「略」

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)

までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関
への提出とする。

1 〵 6 「略」

7 (1) 〵 (9) 「略」

(10) 〵 〵 ロシアを原産地とするダイヤモンド（関

税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・

三一号及び第七一〇二・三九号に掲げるも

のに限る。）であつて、一個あたりの重量

が1カラット未満のものを輸入しようとする

る者は、別に定めるところにより、経済産

業大臣の確認を受けなければならない。

8 (1) 〵 (7) 「略」

までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関
への提出とする。

1 〵 6 「略」

7 (1) 〵 (9) 「略」

「新設」

8 (1) 〵 (7) 「略」

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一

〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二

・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするもの、二の表の欄一に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものであつてその確認を受けていないものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターレーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一

〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二

・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターレーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたもの

船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。） (9)・(10) 「略」	であることを証する書類をいう。） (9)・(10) 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この告示は、令和六年五月十日から施行する。ただし、この告示の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して三月を経過した日までは、なお従前の例による。